六　図書館資料及び電子情報に係るレファレンス（以下この条において単に「レファレンス」という。）に関する企画に関すること。
七　レファレンスに係る事務の調整に関すること。
八　簡易なレファレンスに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
九　前各号に掲げるもののほか、利用者サービス部の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（サービス運営課）

第五十一条　サービス運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　東京本館（収集資料及び電子情報等に係る図書館奉仕を提供するための館の施設であって東京都に置かれたもののうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。以下同じ。）における図書館奉仕の提供に関する事務の総括に関すること。
二　利用者に関すること（関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。
三　関西館に所属する収集資料の閲覧の申込みに関すること。
四　東京本館の利用案内に関すること。
五　本館第一閲覧室、本館第二閲覧室及び新館閲覧室の管理に関すること。

（図書館資料整備課）

第五十二条　図書館資料整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　収集した図書類、雑誌類及び新聞類（局、関西館、国際子ども図書館及び他課に所属するものを除く。）並びに館長が定める非図書資料に係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し、レファレンス及び証明に関すること。
二　新聞類及び新聞類と同等の内容を有する電子情報に係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
三　新聞類及び新聞類と同等の内容を有する電子情報の選書又は選定（関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）並びに新聞資料室所属の参考資料の選定に関すること。
四　新聞資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。
五　新聞資料室の管理及び運営に関すること。
六　図書館資料整備課所属の書庫の管理に関すること。

（複写課）

第五十三条　複写課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　複写に係る図書館奉仕の企画に関すること（国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。
二　複写に係る図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。
三　収集資料（国際子ども図書館に所属するものを除く。）の複写に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
四　前号及び次号の複写に係る複写物を用いた復刻その他の利用（以下「復刻等」という。）に関すること。
五　電子情報等の複写に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
六　図書館における図書館資料の複写と著作権に係る調査及び研究に関すること。
七　マイクロ資料閲覧室の管理に関すること。

（人文課）

第五十四条　人文課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　人文科学及び図書館情報学の分野に関する図書館資料及び電子情報、地図及び地図と同等の内容を有する電子情報、古典籍資料等（貴重書、準貴重書、古典籍資料その他館長が定める図書館資料をいう。以下この条において同じ。）及び古典籍資料等と同等の内容を有する電子情報並びに館長が定める特別のコレクションに係るレファレンス並びに書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
二　前号の分野に関する図書館資料及び電子情報、地図及び地図と同等の内容を有する電子情報並びに古典籍資料等及び古典籍資料等と同等の内容を有する電子情報の選書又は選定並びに人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室所属の参考資料の選定に関すること。
三　収集した地図（関西館、国際子ども図書館及び図書館資料整備課に所属するものを除く。）、古典籍資料等及び館長が定める特別のコレクションの整理に関すること。
四　前号の収集資料その他の人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室所属の収集資料の保管、保存、閲覧、複写、貸出し、展示及び証明に関すること。
五　人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。
六　人文総合情報室、地図室及び古典籍資料室の管理及び運営に関すること。
七　人文課所属の書庫の管理に関すること。

（科学技術・経済課）

第五十五条　科学技術・経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　科学技術、経済及び社会の分野に関する図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。
二　科学技術分野に関する図書館資料及び電子情報の選書又は選定に関する事務の調整に関すること。
三　第一号の分野に関する図書館資料及び電子情報の選書又は選定（関西館の所掌に属するものを除く。）並びに科学技術・経済情報室所属の参考資料の選定に関すること。
四　第一号の分野に関する図書館資料及び電子情報に係る書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
五　科学技術・経済情報室所属の収集資料の保管、保存、閲覧、複写、貸出し及び証明に関すること。
六　科学技術・経済情報室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。
七　科学技術・経済情報室の管理及び運営に関すること。
八　科学技術・経済課所属の書庫の管理に関すること。
九　科学技術関係資料整備審議会の庶務に関すること。

（政治史料課）

第五十六条　政治史料課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　日本の近代及び現代の政治に関する史料並びに海外に移住した日本人及びその子孫に関する記録その他の資料（以下この条において「政治史料等」という。）の収集に係る調査並びに政治史料等と同等の内容を有する電子情報の選定並びに憲政資料室所属の参考資料の選定に関すること。
二　収集した政治史料等の整理に関すること。
三　政治史料等及び第一号の電子情報の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。
四　収集した政治史料等その他の憲政資料室所属の収集資料に係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し及び証明に関すること。
五　前号の収集資料及び第一号の電子情報に係るレファレンスに関すること。
六　憲政資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。
七　憲政資料室の管理及び運営に関すること。
八　政治史料課所属の書庫の管理に関すること。

（音楽映像資料課）

第五十七条　音楽映像資料課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　収集した電磁的資料及び電磁的資料が附属する図書類（局、関西館及び国際子ども図書館に所属するものを除く。）に係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し、レファレンス及び証明に関すること。
二　収集した音楽資料及び映像資料（前号の収集資料を除く。）（図書館資料整備課に所属するものを除く。）に係る保管、保存、閲覧、複写、貸出し、レファレンス及び証明に関すること。
三　音楽・映像資料室及び電子資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。
四　音楽・映像資料室及び電子資料室の管理、運営並びに音楽・映像資料室及び電子資料室所属の参考資料の選定に関すること。
五　音楽映像資料課所属の書庫の管理に関すること。

第六款　電子情報部

（電子情報部の分課）

第五十八条　電子情報部に、次の四課を置く。
一　電子情報企画課
二　電子情報流通課
三　電子情報サービス課
四　システム基盤課

（電子情報企画課）

第五十九条　電子情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　電子情報部の所掌事務の総合調整に関すること。
二　電子図書館による奉仕の企画（技術的研究を除く。）及び実施の調整に関すること。
三　収集資料の電磁的方法による保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること。